

座間市学校施設適正化方針策定指針

1. 座間市学校施設適正化方針策定の背景と目的

本市では小学校 11 校、中学校 6 校を設置していますが、年少人口の減少傾向に伴い、児童生徒数も減少しています。昭和 58（1983）年度の 1 万 6,555 人をピークに、令和 4（2022）年度現在では 9,169 人と約 45%減少している状況です。児童生徒数の減少は地域差が認められ、小学校では 12 クラスの学校がある一方、23 クラスある学校も 2 校存在し、児童数も約 2 倍の開きがあります。

一方で、支援を要する児童生徒については直近 20 年間で約 3 倍増加、日本語指導が必要な児童生徒も年々増加傾向にあるなど、一人一人のニーズに応じたきめ細かい対応も求められています。

また、児童生徒の急増期に整備した学校施設は、最も古い校舎では建築から 60 年を経過しており、経年による老朽化対策が急務となっているほか、校舎や屋内運動場以外にも、給食室の老朽化・狭隘化、水泳授業で使用している市立プールの老朽化などもあわせて対応を検討する必要があります。加えて、バリアフリー化、脱炭素社会に対応するための施設改修、ICT を活用した教育の推進等新しい時代に即した学習環境の整備に対応する必要もあることから、今後更なる財政負担が見込まれています。

これらの事から、教育委員会として、将来を見据えた学校の適正規模、適正配置及び望ましい学習環境や目指すべき姿についての基本的な考え方を整理し、目指すべき姿の実現に向けた中長期的な学校施設の適正化に係る基本方針を策定します。

2. 学校施設適正化方針検討の視点

(1) 望ましい学級数の維持

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」によると、望ましい学級数は、小学校では1学年2学級以上、中学校では学校全体で少なくとも9学級以上と示されており、法令上（学校教育法施行規則）、学校規模の標準は小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」とされていますが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものになっています。座間市の児童生徒数・学級数の変化をみながら、座間市としての定義を検討し、将来的に学級数を維持できないことが予測される場合には再編を検討します。

(2) 学校施設整備の効率的な実施

各学校の校舎及び屋内運動場は、建築後30年以上経過した施設が全体の約98%を占め、老朽化が進行しています。耐震安全性の確保は完了していますが、今後全ての施設の老朽化対策や機能の維持をしていくことは大変困難です。児童生徒数の推移と将来的な学校再編を見据え、施設整備の優先順位や改修内容を検討して、施設維持に係る財政的負担を軽減します。併せて、老朽化した給食室や市立プールについても、今後の学校給食や水泳授業のあり方などを検討し、将来的な学校再編を見据えた方向性について検討します。

(3) 望ましい学習環境の見える化

本市では、令和5年3月に「豊かな心を育むひまわりプラン（令和5年度～令和12年度）」、令和5年4月に「第3期座間市教育大綱」をとりまとめました。地方教育行政改革や新学習指導要領などの教育改革、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行等社会情勢の変化、さらにすべての年代のライフスタイルの変化など、学校教育を取り巻くさまざまな状況変化へ対応しながら教育行政を推進するための本市の教育理念や基本目標などが示されています。学校施設適正化方針においては、それらの上位計画を踏まえ、当面取り組むべきこと、将来的に取り組むべきことを整理し、具体的な取組や活動イメージ、施設のあり方など望ましい学習環境を検討して、見える化します。

3. 学校施設適正化方針策定の体制

学校施設適正化方針は、保護者や学校関係者、地域、学識経験者等の意見を取り入れて策定することとし、「座間市学校施設適正化方針検討委員会」を設置します。

- ・委員会の定数：8人以内
- ・委員会の構成：小・中学校校長、PTA、学校運営協議会委員、学識経験者等

4. 学校施設適正化方針策定のスケジュール

学校施設適正化方針は、次のスケジュール（予定）に基づき、令和5年度中に策定することとします。

日程	取組内容
令和5年5月	第1回検討委員会
6月	第2回検討委員会
7月	第3回検討委員会
9月	第4回検討委員会
11月	第5回検討委員会（学校施設適正化方針（素案）の作成）
12月	パブリック・コメントの実施
令和6年1月	第6回検討委員会（学校施設適正化方針（案）の作成）
2月	教育委員会会議において学校施設適正化方針を決定
3月	学校施設適正化方針の公表